

令和6年12月役員報酬規程の改定について

1. 経緯

三重県立看護大学の役員報酬規程について、令和6年度人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく三重県職員及び国家公務員（指定職）に対する措置に準拠させる変更があった。

2. 評価委員会において審議する理由

公立大学法人三重県立看護大学において、役員報酬規程について変更を行った場合、三重県に届出を行う必要があり、この届出があった場合、三重県から評価委員会にその内容を通知することとなっている。

評価委員会において、この通知を受けた場合、国及び地方公共団体の職員の給与等に照らして、三重県に対し、当該報酬規程が適正であるかどうかについて意見を申し出ることができる。 ※地方独立行政法人法第49条（裏面参照）

3. 改定内容概要

役員の基本報酬月額及び賞与については国家公務員（指定職）の給与に準拠している。今回は「一般職の職員の給与に関する法律」の改定に伴い、令和6年12月1日から賞与の額を引き上げたものである。 ※令和7年3月19日改正

年間0.05月分引き上げ（国指定職の改定と同措置）

区 分	6月期	12月期
6年度	1.700月	1.800月（改正前1.750月）
7年度以降	1.750月	1.750月

地方独立行政法人法（抜粋）

（役員の報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2 省略

公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程（規程第38号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(賞与) 第6条 (略) 2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～6 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年3月21日から施行し、令和6年12月1日から適用する。</u> <u>ただし、令和6年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の175」とあるのは、「100分の180」とする。</u>	(賞与) 第6条 (略) 2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3～6 (略)

公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程

平成21年4月1日
規 程 第 3 8 号

[沿革]平成21年 5月29日一部改正
平成21年11月30日一部改正
平成22年 4月 1日一部改正
平成22年11月30日一部改正
平成23年11月30日一部改正
平成25年 3月13日一部改正
平成26年11月30日一部改正
平成27年 3月18日一部改正
平成28年 3月16日一部改正
平成28年11月30日一部改正
平成30年 3月13日規程第 5号一部改正
平成30年11月28日規程第21号一部改正
令和 元年11月27日規程第 9号一部改正
令和 2年11月25日規程第17号一部改正
令和 3年11月26日規程第21号一部改正
令和 4年11月23日規程第12号一部改正
令和 5年11月22日規程第11号一部改正
令和 7年 3月19日規程第 5号一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 常勤の役員の報酬は、基本報酬、通勤手当及び賞与とする。

2 非常勤の役員の報酬は、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

3 第1項の規定にかかわらず、教員（公立大学法人三重県立看護大学就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。）を兼務する常勤の理事には役員の報酬は支給しないものとし、公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）に基づく給与を支給する。

(報酬の支給日)

第3条 常勤の役員の報酬の支給日は、給与規程第7条の例に準じる。

2 非常勤の役員の報酬の支給日は、公立大学法人三重県立看護大学契約職員就業規則第32条第1項前段の例に準じる。

(基本報酬月額)

第4条 第2条第1項に定める常勤の役員の基本報酬は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事長 月額818,000円

(2) 副理事長 月額761,000円の範囲内で理事長が定める額

(通勤手当)

第5条 常勤の役員の通勤手当の額及び支給に関しては、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在籍する

常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。

- 2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30
- 3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、三重県公立大学法人評価委員会（三重県公立大学法人評価委員会条例（平成20年三重県条例第40号）により設置されたものをいう。）が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、役員が懲戒処分相当の行為をしたとき又は職員の不祥事等において役員の監督責任を問うべきものと理事会が判断した場合には、賞与の全部又は一部を支給しないことができる。
- 5 第2項の賞与に係る在職期間には、三重県職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の三重県職員としての在職期間を含むものとする。
- 6 賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員の例による。

（日割計算）

第7条 新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

（非常勤役員手当）

第8条 非常勤役員手当は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事 日額30,000円
- (2) 監事 日額30,000円
- 2 非常勤役員の通勤手当は費用弁償とし、公立大学法人三重県立看護大学職員旅費規程の例に準じて支給する。

（端数処理）

第9条 この規定により計算した報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほか、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
（平成21年6月に支給する賞与に関する特例措置）
- 2 平成21年6月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「1

00分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。
(賞与に係る措置)
- 2 平成21年6月の賞与を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合と同表の右欄に掲げる規定により賞与を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係る賞与の取扱いについては、この規程の改正施行後、賞与に相当する民間事業の役員の報酬の支払状況その他社会一般の情勢を踏まえて、必要な措置を講じるものとする。

改正後の公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程（以下この表において「新報酬規程」という。）附則第3項の規定による読替え前の新報酬規程第6条第2項	新報酬規程附則第3項の規定による読替え後の新報酬規程第6条第2項
---	----------------------------------

附 則
この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、平成22年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の155」とあるのは、「100分の150」とする。
(平成22年12月の賞与の額の特例)
 - 2 平成22年12月に支給する賞与の額は、改正後の第6条第2項から第6項まで若しくは前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される賞与の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は、支給しない。
 - (1) 平成22年4月1日において役員が受けるべき基本報酬の月額（理事長の報酬月額については、附則第2項の規定による額）に100分の0.34を乗じて得た額に、平成22年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - (2) 平成22年6月1日において役員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.34を乗じて得た額
(補則)
 - 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
(平成23年12月の賞与の額の特例)
 - 2 平成23年12月に支給する賞与の額は、第6条第2項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される賞与の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日において役員が受けるべき基本報酬の月額(理事長の報酬月額については、附則第2項の規定による額)に100分の0.09を乗じて得た額に、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月1日において役員であった者に同月に支給された賞与の額に100分の0.09を乗じて得た額
- (補則)
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行し、改正後の公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程第4条の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、平成26年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の162.5」とあるのは、「100分の170」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(基本報酬の切替えに伴う経過措置)
- 2 切替日の前日から引き続き基本報酬を受ける役員で、その者の受ける基本報酬月額が同日において受けていた基本報酬月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本報酬月額のほか、その差額に相当する額を基本報酬として支給する。
- 3 切替日以降に新たに役員となった者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による基本報酬を支給される役員との権衡上必要があると認められるときは、当該役員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、基本報酬を支給する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、改正後の公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程第4条の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、平成27年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の165」とあるのは、「100分の167.5」とする。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行し、ただし、平成28年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行し、改正後の公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程第6条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。ただし、平成29年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。ただし、平成30年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の177.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。ただし、令和元年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の170」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、令和2年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の165」とする。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、令和3年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の162.5」とあるのは、「100分の157.5」とする。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、令和4年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の165」とあるのは、「100分の167.5」とする。

附 則

この規程は、令和5年12月21日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、令和5年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則

この規程は、令和7年3月21日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、令和6年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の規定の適用については、改正後の同項中「100分の175」とあるのは、「100分の180」とする。